

石岡市木の住まい助成事業のお知らせ

石岡市では、市民または市外転入者が自ら居住する木造住宅（在来工法）を建築する場合、その建築費用の一部を補助金として交付する事業を行います。

※市外転入者とは
住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されていない方で、市内に定住する方

1 補助の対象となる方

◎下記の要件のいずれにも該当する方

- ① 申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと
- ② 石岡市住まいづくり推進事業及び住宅建築に係る補助事業を利用しないこと
- ③ 市内に本社又は本店を有する建設業者に施工を依頼すること
- ④ 市内に本社又は本店を有する設計業者に工事設計業務及び工事監理業務を依頼すること
- ⑤ 市外転入者が申請する場合は、申請日現在において当該申請者と同一の世帯に中学生以下の子が属していること又は申請者が満 20 歳以上満 45 歳以下であること

2 補助の対象となる住宅

◎下記の要件のいずれにも該当する住宅

- ① 在来工法により建築するものであること
- ② 建築する延べ床面積が70㎡以上であること
- ③ 建築基準法に規定する確認済証が交付されるものであること
- ④ 建築基準法に規定する検査済証が交付されるものであること

※兼用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅）の場合は、居住部分に限り補助の対象となります。



3 補助金額

住宅の建築に要する額の

10%以内

かつ

50万円限度

※補助金の交付は、補助対象住宅を建築する補助対象者に対して1回に限ります。

※中心市街地に建築する場合には、補助金額に10万円上乗せされます。

4 募集期間

令和2年1月31日（金）まで

※申請は工事着工前が条件です。

工事着工は交付決定後となります。

【お問い合わせ先】

石岡市役所 都市建設部 建築住宅指導課
電話：0299-23-1111 内線：7351